

# 令和5年度大阪・関西万博機運醸成事業業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

## 1 案件名称

令和5年度大阪・関西万博機運醸成事業業務委託

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的

大阪府市では、令和4年4月に策定した「大阪・関西万博の成功に向けた機運醸成アクションプラン」に基づき、(公社)2025年日本国際博覧会協会（以下、「博覧会協会」という）等と連携し、府内外をターゲットに機運醸成の取組みを行っている。

機運醸成においては、各種イベントや広報媒体、ノベルティなどのツールを用いたプロモーションが、エリア・ターゲット・タイミングを捉えて戦略的に展開されることが重要である。このため、KPIを設定した上で、戦略的な事業実施計画のもと、万博開催地となる大阪府内において、有機的に連動する各種取組みを実施する業務を委託するものである。

令和5年度は、万博開催500日前、入場券前売り販売開始という節目を捉えた重点的なPRの他、万博会期中の会場内催事実施も見据えた取組みを行うことを予定しており、各場面に適したイベント等の企画・調整及びPRグッズの作成、広報業務を一体的に行うことで、一貫通貫した効果的な機運醸成につなげる。

### (2) 業務内容

具体的内容については別紙1「令和5年度大阪・関西万博機運醸成事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

### (3) 事業規模（契約上限額）

金150,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

### (4) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日

### (5) 履行場所

本市指定場所

### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

### (2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、本市の検査を経て受注者の請求に基づき支払う。

### (3) 契約書案

別紙参照

### (4) 契約保証金

大阪市契約規則第 37 条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の 100 分の 5）の支払いが必要となる。ただし、「大阪市契約規則」第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。

### (5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 直近 1 カ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (8) 2 つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記 (1) から (7) の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
  - ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
  - イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
  - ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
  - カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| ・ 公募開始          | 令和 5 年 4 月 3 日（月）    |
| ・ 質問受付締切        | 令和 5 年 4 月 18 日（火）   |
| ・ 質問に対する回答      | 令和 5 年 4 月 21 日（金）予定 |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 5 年 4 月 25 日（火）   |
| ・ 参加資格決定通知      | 令和 5 年 5 月 8 日（月）予定  |

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ・ 企画提案書の提出期限  | 令和5年5月11日（木） |
| ・ プレゼンテーション審査 | 令和5年5月中旬頃    |
| ・ 選定結果通知      | 令和5年5月下旬頃    |
| ・ 契約締結・事業開始   | 令和5年6月上旬頃    |
| ・ 事業完了        | 令和6年3月31日（日） |

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付

#### ア 受付期間

公募開始日から令和5年4月18日（火）午後5時30分まで（必着）

#### イ 提出方法

別紙「質問票」に記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送、FAX、Eメールによる申込を可とするが、送付後は電話確認を行うこと。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：令和5年度 大阪・関西万博機運醸成事業業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

#### ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和5年4月21日（金）（予定）に万博推進局ホームページにて行う。

### (2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

#### ア 提出書類

##### 【単独法人等】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）

(イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

(ウ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式は任意）

(エ) 使用印鑑届（様式5）

(オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】

(カ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(キ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

(ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ケ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

※（キ）及び（ク）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※（エ）～（ケ）は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

##### 【共同事業体】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）

(イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）

(ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

(エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式は任意）

- (オ) 使用印鑑届 (様式5) ※代表構成員のみ
- (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
- (キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書 (その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】  
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書 (様式自由)
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書 (納税証明書その3 (その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書 (写し)
- (サ) 共同事業体協定書 (写し)
- ※ (ウ) 及び (エ)、(キ) ~ (コ) は、構成員となるすべての事業者について提出すること。
- ※ (ク) 及び (ケ) は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
- ※ (オ) ~ (コ) は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする (様式3に承認番号を記載すること)。

#### イ 提出期限

令和5年4月25日 (火) 午後5時30分まで (必着)

#### ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

#### エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和5年5月8日 (月) (予定)、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

### (3) 企画提案書類の提出

#### ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル企画提案書 (単独法人等用) (様式6-1) 又は公募型プロポーザル企画提案書 (共同事業体用) (様式6-2)
- (イ) 業務提案書
  - ・様式は自由とし、A4判両面とし、図等の使用も可とする。
  - ・仕様書に定める事項について具体的に記載すること。  
業務実施体制についても必ず提案に含めること。
  - ・用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。
- (ウ) 全体スケジュール表
  - ・様式は自由とし、A4判片面1枚までとする。
  - ・業務全体のスケジュールを記載すること。
- (エ) 業務実績調書 (様式7) ※実績がない場合は提出不要
  - ・参加者が共同事業体の場合、構成員となるすべての事業者について提出すること。
- (オ) 経費内訳書及び積算根拠 (様式8)

#### イ 提出部数

正本：1部 (記名・代表者印を押印したもの)

副本：11部及びPDFデータを記録したDVD等1枚

※提出資料（ア）から（オ）を順番に並べ、通しページ番号を付け、1部ごとにクリップ止めをすること。

※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

※DVD等の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

#### ウ 提出期限

（2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和5年5月11日（木）午後5時30分まで（必着）

#### エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

### 7 選定に関する事項

選定については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者が受注予定者を決定する。

有識者会議では、プレゼンテーション審査を行う。なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

また、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

#### （1）プレゼンテーション審査

##### ア 実施日（予定）

令和5年5月中旬頃

##### イ 実施場所（予定）

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号ATCビル0's（オズ）棟北館4階

大阪府市万博推進局 会議室 ※大阪市内の他の会場に変更の可能性がある。

##### ウ 内容・方法等

- ・6（3）アの提出資料を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- ・1者あたり30分程度（うち説明約15分以内、質疑応答含む）とする。  
※企画提案者数により、説明時間等を変更する場合もある。
- ・参加者は1者あたり4名以内とする。なお、共同事業体の場合も同様とする。
- ・プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。
- ・プレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細については、別途通知する。

#### （2）選定基準・方法

評価項目	評価内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度	・本事業の目的等を十分に理解し、その実現に資する推進方針や創意工夫等が盛り込まれているか。	15点

企画内容	全体事業計画の企画・立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪・関西万博の成功に向けた機運醸成アクションプラン」の現状と課題、その背景を理解した適切な課題解決の方法が提案されているか。</li> </ul>	5点
	府域等のイベント情報の収集及びロードマップ（仮称）の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携対象イベントの収集にあたり、効果的なりサーチの手法や連携の考え方として実現性のあるものが提案されているか。</li> </ul>	5点
	ロードマップ（仮称）に基づくイベントでの万博PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>各イベントでの万博PRを効果的・効率的に実施するための実施体制が示されているか。</li> <li>目標到達点及び成果指標（KPI）達成に向けて、万博PRを行うべき対象イベントの選定方針及び万博PRの手法が具体的に提案されているか。</li> <li>経済的かつ合理的なPRグッズ作成方法が提案されているか。</li> <li>PRグッズの配送・回収・在庫管理体制として、効率的かつ実現性のあるものが提案されているか。</li> </ul>	20点
	大阪・関西万博での自治体催事実施に向けた「（仮称）大阪の催事企画案」の策定と主催イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>「（仮称）大阪の催事企画案」について、大阪の魅力を国内外に発信するために、効果的な催事全体のコンセプト、方向性、目的及び実施期間、提案者が想定する各催事の内容及び実施場所、業務スケジュールが提案されているか。</li> <li>大阪府及び府内43市町村の催事参加に向けたサポート業務の具体的なスケジュールや手法が提案されているか。</li> <li>主催イベントについて、府内各市町村が参加しやすい形態とするとともに、府内各市町村がイベント参加により万博参加に向けた主体的な行動変容を誘発する工夫が講じられているか。</li> <li>実施体制が効果的・効率的なものとなっているか。</li> </ul>	20点
	広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ、新聞、雑誌等のメディアに対して効果的な情報発信を行うため、本事業がメディアに広く取り上げられるような手法が提案されているか。</li> <li>若年層への効果的なPRのため、SNSやデジタルメディア、集客エリアでのサイネージ等を活用した広報活動が提案されているか。</li> </ul>	5点

業務実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を効果的・効率的に行うことができる十分な専門的知識や実行力、企画力等を有しているか。</li> <li>・本業務の実施にあたり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制となっているか。</li> <li>・具体的かつ実現可能なスケジュールが提案されているか。</li> </ul>	20点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似または同様の業務に関する豊富な受注実績や優秀な業務実績等を有しているか。</li> </ul>	5点
業務経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務経費見積額の積算内容は、提案業務内容に対して妥当か。</li> </ul>	5点
合計（委員1名あたり）		100点

ア 上記の評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

- ・「企画内容」の項目の合計得点が高い者を受注予定者とする。
- ・前号における項目の合計得点と同じ場合は、「業務実施体制等」の項目の得点が高い者を受注予定者とする。
- ・前号における項目の得点も同じ場合は、業務経費見積額が低い者を受注予定者とする。

ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、一委員でも評価点が100点満点中60点未満もしくは1項目でも0点があった場合には、受注予定者として選定しない場合がある。

### （3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合。
  - （ア）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - （イ）記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
  - （ウ）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 見積書に記載の額、2（3）の契約上限額を超えているもの。

#### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、全ての参加者に対し、令和5年5月下旬（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、万博推進局ホームページに掲載する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」及び「大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例及び大阪府情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合は、この限りではない。
- カ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ク 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、100点満点中60点未満もしくは1項目でも0点があった者を除く場合がある。

## 9 提出先、問合せ先

担当：大阪府市万博推進局機運醸成部推進課

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目1-10 ATCビル0's 棟北館4階

電話：06-6690-7640

FAX：06-6690-7805

Eメール：[gf0003@city.osaka.lg.jp](mailto:gf0003@city.osaka.lg.jp)

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。